

募集要項

「令和2年度N極アカデミー塾」実施業務に係る企画提案募集要項

京都府政策企画部企画参事（中部担当・府民協働担当）付
京都市文化市民局地域自治推進室

府市協調の伴走型支援事業「令和2年度N極（NPOを極める）アカデミー塾」実施業務について、次のとおり企画提案を募集します。

1 事業の趣旨・目的

本事業は、京都府内に活動の拠点を置く民間の非営利団体が将来に向けたステップアップのための組織基盤の強化、安定的な自主財源の確保等の手法を実践的に習得することができる機会を提供することにより、非営利団体の活動において大きな課題となっている人材及び資金の確保を支援し、もって当該団体が継続的・持続的に地域社会の諸課題を解決する活動を行うための体制強化を図ることを目的とする。

また、京都府内に主たる事務所を置くNPO法人に対しては、更なる事業の先進性・専門性の深化を図り、法人運営の底上げ、ひいては認定NPO法人化へつなげることを目的とする。

2 委託業務名

「令和2年度N極アカデミー塾」実施業務

3 業務の内容

別紙「令和2年度N極アカデミー塾」実施業務委託仕様書のとおり

4 応募資格

受託候補者は、次の要件を全て満たしているものとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (4) 京都府税、消費税及び地方消費税並びに所得税又は法人税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 京都市民税、京都市の固定資産税並びに京都市の水道料金及び下水道使用料の滞納をしている者でないこと。
- (6) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府及び京都市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

5 委託期間

契約締結日から令和3年3月31日（水）まで

6 運営経費

1, 800, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とします。

7 参加手続

(1) 担当部署及び問合せ先

- ア 京都市内に主たる事業所を有する者
〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市文化市民局地域自治推進室市民活動支援担当（担当：片山、長岡）
電 話：075-222-4072
FAX：075-222-3042
Eメール：shiminkatsudo@city.kyoto.lg.jp
- イ 京都市外に主たる事業所を有する者
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府政策企画部企画参事（中部担当・府民協働担当）付（担当：古鞘、浅野）
電 話：075-414-4865
FAX：075-414-4230
Eメール：kikaku-chubu@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要項等の配布

- ア 配布期間
令和2年7月17日（金）から令和2年8月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は、午前9時から午後5時までとする。）
- イ 配布場所
上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)及び京都市ホームページ「京都市入札情報館」(<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>)からダウンロードすることができる。

8 質問事項

- (1) 本件業務に関する質問事項がある場合は、令和2年8月3日(月)午後5時までに、持参、郵送、FAX又はEメールで上記7の(1)の窓口へ提出してください。様式は自由としますが、次の点に留意して記載してください。
 - ア 件名は「N極アカデミー塾業務委託に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及びEメールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (2) 回答は、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<http://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>)及び京都市ホームページ「京都市入札情報館」(<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/>)に掲示し、個別には回答しない。

9 提案書の提出

- (1) 提出締切
令和2年8月17日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出物
 - ア 参加表明書(様式1)
 - イ 提案書(企画提案仕様書に沿って任意様式で作成すること。なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推することができるような事項を記載しないこと。)
 - ウ 見積書(任意様式)
 - エ 団体概要書(様式2)
 - オ 京都府税の滞納がないことの証明
 - カ 消費税及び地方消費税の納税証明
 - キ 所得税又は法人税の納税証明書
 - ク 京都市民税の納税義務を有する者にあつては、京都市民税の納税証明書
 - ケ 京都市の固定資産税の納税義務を有する者にあつては、京都市の固定資産税の納税証明書
※オからケまでについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可
 - コ 京都市の水道料金及び下水道使用料の納付義務を有する者にあつては、調査同意書(様式3)
 - サ 使用印鑑届(様式4)
 - シ 共同企業体で参加の場合は、共同企業体届出書兼委任状(様式5)
 - ス 提案事業者が法人の場合は、法人登記簿謄本(発行日から3箇月以内のもの。コピー可)及び法人定款
 - セ 提案事業者が任意団体の場合は、団体の規約及び役員一覧
- (3) 提出部数
7部(正本1部、副本6部)
- (4) 提出方法
郵送(書留郵便に限る。)又は持参
- (5) 提出先
 - ア 京都市内に主たる事業所を有する者 7の(1)のA
 - イ 京都市外に主たる事業所を有する者 7の(1)のB

(6) 提出された応募書類の取扱い

- ア 提出された提案書は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府又は京都市の情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- イ 提出のあった提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。
- ウ 提出された応募書類は、返却しない。
- エ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- オ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

10 提案の選定

(1) 審査

提案書及び見積書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。日時及び場所については、別途通知します。

(2) 選定

失格者を除く提案者からの提案について次の評価基準に基づいて採点し、外部有識者の意見を聴取した上で、合計点が総得点の6割以上の提案の中から順位を決定し、第1順位となった事業者を受託候補者として選定します。

なお、最高点の者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定します。

また、プロポーザルに参加する者が1者のみの場合は、本プロポーザルの手続を中止することがあります。

〔評価基準〕別紙「評価基準」のとおり。

(3) 通知及び公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知します。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について京都府及び京都市のホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとします。

【公表事項】

- ア 候補者の名称、総合点及び選定理由
- イ ア以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ ア以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※ 参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- ウ 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

(4) その他

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とします。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要項に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が6の上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

1 1 契約の締結

- (1) 受託候補者の提案書等を基に、受託候補者と委託内容、経費等について再度協議の上で京都府及び京都市が委託契約に必要な書類を作成し、これに基づき受託候補者と契約を締結します。ただし、双方の協議が整わない場合は、受託候補者の選定において定めた順位の高かったものの順に協議を行い、契約相手方を決定するものとします。
- (2) 受託者は、契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号）第159条第2項各号のいずれかに該当する場合及び京都市契約事務規則第30条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
- (3) 契約代金の支払については、精算払とします。

1 2 留意事項

- (1) 提案書の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、全て提案者の負担とします。
- (2) 本事業は、京都府、京都市それぞれと委託契約を締結することを条件に行うものです。したがって、この条件が成立しなかった場合には、本件の提案募集に係る内容に大幅な変更が生じる可能性があります。
- (3) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面（様式6）により届け出てください。
- (4) 提案書及び見積書については、1者につき1提案に限ります。
- (5) 京都府又は京都市から指示があった場合を除き、参加表明書を提出した後、提案書及び見積書の差替え、訂正又は再提出をすることはできません。
- (6) 参加表明書を提出した後、京都府又は京都市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (7) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

1 3 その他

委託業務の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、随時、京都府・京都市と連絡調整を行ってください。